

## 平成22年度決算見込額

平成22年度は、最終的に実質収支が18億97百万円の黒字となった。また、健全化判断比率等については、いずれも各基準を下回った。

(単位：百万円)

## 1 収支の状況

項 目	普通会計		一般会計(参考)	
	22年度	21年度	22年度	21年度
実 質 収 支	1,897	1,809	373	392
単 年 度 収 支	88	1,029	△ 19	296
実 質 単 年 度 収 支	5,461	2,075	5,354	1,342

※ なお、2月補正後予算で約5億円を予定していた特定目的基金の繰替運用は、全額中止した。

## 2 歳入・歳出の状況

項 目	22年度	21年度	増減額	増減率
歳 入 総 額	728,511	754,586	△ 26,075	△ 3.5
歳 出 総 額	716,989	746,738	△ 29,749	△ 4.0

## 3 健全化判断比率等

&lt;健全化判断比率&gt;

項 目	22年度	21年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	3.75%	5%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	8.75%	25%
実 質 公 債 費 比 率	14.8%	14.9%	25%	35%
将 来 負 担 比 率	237.7%	256.7%	400%	

&lt;資金不足比率&gt;

項 目	22年度	21年度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	—	—	20%

## (1) 収支状況の内訳

(単位：百万円)

区 分		普 通 会 計		(参考) 一般会計	
		平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
歳 入	最終予算額	722,950	763,032	691,619	731,308
	前年度からの繰越額	29,279	21,007	29,155	20,915
	予算額計 (A)	752,229	784,039	720,774	752,223
	決算見込額 (B)	728,511	754,586	693,381	719,834
	差引(A)-(B) (C)	23,718	29,453	27,393	32,389
歳 出	最終予算額	722,950	763,032	691,619	731,308
	前年度からの繰越額	29,279	21,007	29,155	20,915
	予算額計 (D)	752,229	784,039	720,774	752,223
	決算見込額 (E)	716,989	746,738	686,373	716,108
	差引(D)-(E) (F)	35,240	37,301	34,401	36,115
歳入歳出差引額 (B)-(E) (G)		11,522	7,848	7,008	3,726
翌年度繰越財源 (H)		9,625	6,039	6,635	3,334
実質収支 (G)-(H) (I)		1,897	1,809	373	392
前年度実質収支 (J)		1,809	780	392	96
単年度収支 (I)-(J) (K)		88	1,029	△ 19	296
実質単年度収支 (L)		5,461	2,075	5,354	1,342

## (2) 歳入・歳出の内訳

(歳入)

(単位：百万円，%)

区 分	決 算 額		伸び率	構 成 比	
	22年度	21年度		22年度	21年度
地 方 税	192,772	201,244	△ 4.2	26.5	26.7
うち法人二税	37,421	44,450	△ 15.8	5.1	5.9
地 方 譲 与 税	24,545	12,967	89.3	3.4	1.7
地 方 交 付 税	165,430	157,709	4.9	22.7	20.9
国 庫 支 出 金	88,372	131,141	△ 32.6	12.1	17.4
使用料・手数料	6,539	10,475	△ 37.6	0.9	1.4
地 方 債	122,341	116,420	5.1	16.8	15.4
そ の 他	128,512	124,630	3.1	17.6	16.5
うち繰入金	29,042	17,943	61.9	4.0	2.4
歳 入 合 計	728,511	754,586	△ 3.5	100.0	100.0

(歳出)

(単位：百万円，%)

区 分	決 算 額		伸び率	構 成 比	
	22年度	21年度		22年度	21年度
義 務 的 経 費	327,775	330,433	△ 0.8	45.7	44.2
人 件 費	214,987	217,439	△ 1.1	30.0	29.1
扶 助 費	11,715	9,804	19.5	1.6	1.3
公 債 費	101,073	103,190	△ 2.1	14.1	13.8
投 資 的 経 費	95,036	97,569	△ 2.6	13.3	13.1
普通建設事業費	91,825	96,270	△ 4.6	12.8	12.9
補 助	40,480	40,250	0.6	5.7	5.4
単 独	41,930	43,661	△ 4.0	5.8	5.8
国直轄負担金	9,415	12,359	△ 23.8	1.3	1.7
災害復旧事業費	3,211	1,299	147.2	0.5	0.2
そ の 他	294,178	318,736	△ 7.7	41.0	42.7
歳 出 合 計	716,989	746,738	△ 4.0	100.0	100.0

## (3) その他の指標

項目	22年度	21年度	20年度
経常収支比率	89.4	95.7	97.9

健全化判断比率等の対象範囲

会計	会計名等	健全化判断比率等				
普通会計	一般会計	実質赤字比率		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	母子寡婦福祉資金貸付金特別会計					
	心身障害者扶養共済制度特別会計					
	就農支援資金貸付金特別会計					
	造林事業等特別会計					
	農林水産総合センター農業研究所 実験農場特別会計					
	林業改善資金貸付金特別会計					
	沿岸漁業改善資金貸付金特別会計					
	中小企業支援資金貸付金特別会計					
	公共用地等取得事業特別会計					
	後楽園特別会計					
	県立高等学校実習経営特別会計					
	収入証紙等特別会計					
	用品調達特別会計					
公債管理特別会計						
公営企業 (法非適)	港湾整備事業特別会計		資金不足比率			
	県営食肉地方卸売市場特別会計		資金不足比率			
	内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計		資金不足比率			
	流域下水道事業特別会計		資金不足比率			
公営企業 (法適)	県営電気事業会計		資金不足比率			
	県営工業用水道事業会計		資金不足比率			
組合	広域水道企業団					
独 法 法 人	県立大学					
	精神科医療センター					
公社	土地開発公社					
三セク	各 第三セクター (県の損失補償があるもの)					
	信用保証協会・個人 等 (県の損失補償があるもの)					
早期健全化基準		3.75%	20% 【経営健全化基準】	8.75%	25%	400%
財政再生基準		5%		20%	35%	

## 健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計等（≒普通会計における会計）の実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額（①＋②）－（③＋④）
  - ① 一般会計等における会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ③ 一般会計等における会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－}}{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

（3ヶ年平均）

$$\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$$

- ・準元利償還金  
満期一括償還地方債について、償還期間を30年とした場合における1年あたりの元金償還金相当額  
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金  
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの  
一時借入金の利子 等

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋}}{\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}} \times 100$$

$$\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$$

- ・将来負担額  
一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高  
債務負担行為に基づく支出予定額  
公営企業債の元金償還に係る一般会計等の負担見込額  
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額  
設立法人の負債に係る一般会計等の負担見込額 等

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金不足額  
法適用企業…（流動負債＋建設事業等以外に充当した地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額  
法非適用企業…（繰上充用額等＋支払繰延額＋事業繰越額＋建設事業等以外に充当した地方債現在高）  
－解消可能資金不足額
- ・事業の規模  
法適用企業…営業収益の額－受託工事収益の額  
法非適用企業…営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額